外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 入院ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書」

- 1. 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(医科)または「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」(「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別添「(診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 2. 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(歯科)または「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」(「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別添「(歯科診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 3. 「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「入院ベースアップ評価料」算定する有床診療所においては、別添「(病院及び有床診療所) 賃金改善実績報告書」を提出すること。

(病院及び有床診療所)賃金改善実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

①賃金引	トげの	宇施フ	片注

	- > 3 (10 × 10)
0	令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
•	令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

②賃金改善実施期間

									_		_
令和	0	年	0	月	~ 令和	0	年	0 月		1	ヶ月

③ベースアップ評価料算定期間

		_						1		-
令和	0	年	0	月	~ 令和	年	月		1	ヶ月

Ⅱ.入院ベースアップ評価料の実績額

4)入队	完べ	・ースフ	アップ評	価料	の区分								
						算	定期	間			点数の区分	点数	
	а	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月			点
	b	令和		年		月	~	令和	年	月			点
	С	令和		年		月	~	令和	年	月			点
	d	令和		年		月	~	令和	年	月			点
⑤ 算5	巨回]数											
								算定	期間			算定回数	
	а	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月			回
	b	令和		年		月	~	令和	年	月			回
	С	令和		年		月	~	令和	年	月			回
	d	令和		年		月	~	令和	年	月			回
	計												回
⑥入 隊	完べ	ミースフ	アップ評	価料	による収	7人0	り実績						
								算定	期間			実績額	
	a	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月			円
	b	令和		年		月	~	令和	年	月			円
	С	令和		年		月	~	令和	年	月			円
	d	令和		年		月	~	令和	年	月			円
	е		7 年度へ										円
	f	+	度からの	繰越	額(令和	17 年	F度.	国出時のみ記載)					円
	計												円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額

⑦全体の賃金改善の実績額	円
⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定実績	円
⑨うち 入院ベースアップ評価料による算定実績 (④の再掲)	円
⑩⑧及び⑨における令和7年度への繰り越し予定額	円
⑪ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
⑩うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分	円
⑬うち定期昇給相当分	円
(4) うちその他分 (⑦-8-9-10-11-12-13)	0 円
158及び9について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※ 「⑦全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の 給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「⑩うち®及び⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」 等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「⑬うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「⑭うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⑪賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
⑱賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	円
⑲基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (⑱一⑪)	0 円
⑩うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
②ベア等による賃金増率 (②÷①)	#DIV/0! %

Ⅴ.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

③看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
⑭賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
您賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
您基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(您一個)	0 円
②うち定期昇給相当分	円
② うちベア等実施分	円
②ベア等による賃金増率(②・②)	#DIV/0! %

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

⑩薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
②賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	0 円
③うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
多ペア等による賃金増率 (多÷到)	#DIV/0! %

Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項

③看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③ 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
⑨賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(39一39)	0 円
④うち定期昇給相当分	円
④うちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率(④÷38)	#DIV/0! %

Ⅲ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)

	0.0 人
⑤賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
⑩賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	円
④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (46-45)	0 円
48うち定期昇給相当分	円
④うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率(⑭÷⑮)	#DIV/0! %

区. その他の対象職種の基本給等に係る事項

51)その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
⑤賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
^[53] 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⁵⁴ 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(− ⁵³) ⁵²	0 円
^{⑤⑤} うち定期昇給相当分	円
⁵⁶ うちベア等実施分	円
⑤ベア等による賃金増率 (🧐 😥	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

58 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⁵⁹ 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
⑩うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
⑥賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
☞うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
❽給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(−⑥) ේ9	0 円
64)基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(−62) 60	0 円
⁽⁶⁵⁾ うち定期昇給相当分	円
⑥ うちベア等実施分	円
⑥ ベア等による賃金増率 (66 60 60 60 60 60 60 60 60 6	#DIV/0! %

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

0.0	人
0	円
0	田
	円
	田
0	田
0	田
	田
	円
#DIV/0!	%
	0 0 0

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
 3 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載するこ
- 3 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

(診療所) 実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

O = 1 -:			
①賃金引	トげの	軍施	方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

②賃金改善実施期間

_		•											
	令和	0	年	0	月	~ 令和	0	年	0	月	1	1	ヶ月

③ベースアップ評価料算定期間

令和 0 年 0 月 ~ 令和 年 月

Ⅱ外₹	来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無									☑ 有			
(11)	(Ⅱに該当する場合)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の実績額												
4外3	④外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分												
						算	定期	間			点数の区分	(イ)	(口)
	а	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月		点	点
	b	令和		年		月	~	令和	年	月		点	点
	С	令和		年		月	~	令和	年	月		点	点
	d	令和		年		月	~	令和	年	月		点	点
5算5	包里	数											
						算	定期	間			(イ)の算定回数	(D) O	算定回数
	а	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月			
	b	令和		年		月	~	令和	年	月			
	С	令和		年		月	~	令和	年	月			回
	d	令和		年		月	~	令和	年	月			
										計	0 0	0	
⑥外 3	夫•	在宅べ	ースア	ップ訳	平価料((11)	等に	よる収入	の実績額				
						算	定期	間			(イ)の実績額	(□) (の実績額
	а	令和	0	年	0	月	~	令和	年	月	円		円
	h	ムギロ		左				△和	左		П		3

算定期間										(イ)の実績額		(ロ)の実績額		
а	令和	0	年	0	月	~	令和		年	月		円		円
b	令和		年		月	~	令和		年	月		円		円
С	令和		年		月	~	令和		年	月		円		円
d	令和		年		月	~	令和		年	月		円		円
е	令和 7	′年度′	∖の繰	り越し	予定額	額								円
f 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)									田					
												計	0	円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額

⑦全体の賃金改善の実績額	H
⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定実績	円
⑨うち外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定実績(④の再掲)	0 円
⑩⑧及び⑨における令和7年度への繰り越し予定額	円
⑪ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
⑫うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分	円
⑬うち定期昇給相当分	円
⑭うちその他分 (⑦-⑧-⑨-⑪-⑪-⑫-⑬)	0 円
158及び9について全てベア等実施分に充当しているか。	✓

問題なし

- ※「⑦全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の 給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「⑪うち®及び⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」 等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「③うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「⑭うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑯対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
⑱賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	円
⑲基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (⑱一⑪)	0 円
⑩うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
②ベア等による賃金増率 (②)÷①)	#DIV/0! %

V. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

③看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
⑭賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
您賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	0 円
②うち定期昇給相当分	円
⑱うちベア等実施分	円
②ベア等による賃金増率(②・②)	#DIV/0! %

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

⑩薬剤師の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
③賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
多のベア等による賃金増率 (多・30)	#DIV/0! %

Ⅷ. 看護補助者の基本給等に係る事項

③看護補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0.0 人
③8賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	0 円
③賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(①)の開始月時点)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(③9-③8)	0 円
④うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率(④÷30)	#DIV/0! %

| 価. その他の対象職種の基本給等に係る事項

44その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⑤賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
⑩賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	円
⑪基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑯ー⑯)	0 円
④のうち定期昇給相当分	円
④うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率 (卿÷働)	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

⑤140歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⑤登賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
53うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
🛂賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
55うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
56給与総額に係る賃金改善の見込み額 (1ヶ月分) (- 🕪 52)	0 円
⑤基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(- ⑥ ⑤	0 円
^{⑤8} うち定期昇給相当分	円
® うちべア等実施分	円
⑥ベア等による賃金増率 (√59)63	#DIV/0! %

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

📵 事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
☞賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
63うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
🚱賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
(65) ち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑥ 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(− ⑥ 62)	0 円
⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) (- 65) 63	0 円
❸うち定期昇給相当分	円
69うちベア等実施分	円
70ベア等による賃金増率 (+69)63	#DIV/0! %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:
----	---	---	---	-------

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。

(歯科診療所) 実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

 \checkmark

有

0

回

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

G) 賃金	리	H (+0	か宝	'怖	卞	注
\	1/8 77	71.	ᅩ╵	, ,	/	• /////	,,	1/3

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

②賃金改善実施期間

_		•									
	令和	0	年	0	月	~ 令和	0	年	0 月	1	ヶ月

③ベースアップ評価料算定期間

令和 0 年 0 月 ~ 令和 月 ヶ月

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

(Ⅱに該当する場合)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の実績額 ④歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)等の区分 算定期間 点数の区分 (イ) (\Box) a 令和 0 年 0 月 ~ 令和 月 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2 2 年 点 点 b 令和 年 月 ~ 令和 年 月 点 点 c 令和 年 月 ~ 令和 年 月 点 点 月 d 令和 年 月 ~ 令和 年 点 点 ⑤算定回数 算定期間 (イ)の算定回数 (ロ)の算定回数 a 令和 年 月 ~ 令和 年 月 口 口 年 月 ~ 令和 月 回 回 b 令和 年 c | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 □ □ 年 年 d 令和 月 ~ 令和 月 回 回

⑥歯科外来・在宅ベースアップ評価料	(Ⅱ)等による収入の実績額
-------------------	---------------

					算	定期	間				(イ)の実績額		(ロ)の実績額	
а	令和	0	年	0	月	~	令和	年		月	0	田	0	円
b	令和		年		月	~	令和	年	Ξ	月		円		円
С	令和		年		月	~	令和	年	Ξ.	月		円		円
d	令和		年		月	~	令和	年	Ξ	月		田		円
е	令和7	7 年度へ	の繰	り越し -	予定	額								円
f	前年周	度からの	繰越	額(令	和7:	年度	届出時の	み記載)						円
												計	0	円

計

0

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額

⑦全体の賃金改善の実績額	円
⑧うち歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定実績	円
⑨うち歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定実績(④の再掲)	0 円
⑩⑧及び⑨における令和7年度への繰り越し予定額	円
⑪ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
⑩うち⑧及び⑨以外によるベア等実施分	円
⑬うち定期昇給相当分	円
(4) うちその他分 (⑦-8-9-10-11-12-13)	0 円
⑤⑧及び⑨について全てベア等実施分に充当しているか。	
	00 07 L ()

問題あり

- ※「⑦全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の 給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑧うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「⑨うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「⑪うち®及び⑨以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」 等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「③うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と 明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「⑭うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑥対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
①賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 F
®賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	F
⑨基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑱一⑪)	0 円
⑩うち定期昇給相当分	F.
②うちベア等実施分	F.
②ベア等による賃金増率 (②+①)	#DIV/0! %

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

⑩歯科衛生士の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
②賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
②賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
您基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(②一②)	0 円
②うち定期昇給相当分	円
®うちべア等実施分	円
③ベア等による賃金増率(®÷④)	#DIV/0! %

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

②歯科技工士の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⑱賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
⑲賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
③基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑤)-⑥)	0 円
③ うち定期昇給相当分	円
③うちベア等実施分	円
③6ペア等による賃金増率 (35÷31)	#DIV/0! %

Ⅷ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

③ 歯科業務補助者の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
③賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
③⑥賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑩基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(劉一38)	0 円
④うち定期昇給相当分	円
②うちベア等実施分	円
④ベア等による賃金増率(④÷30)	#DIV/0! %

| 価. その他の対象職種の基本給等に係る事項

44その他の対象職種の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
49賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0 円
46賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	円
④基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑯ー⑯)	0 円
④のうち定期昇給相当分	円
④うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率 (卿÷45)	#DIV/0! %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

⑤140歳未満の勤務医師等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0		
⑤②賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 P		
53うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 P		
🛂賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	P		
55うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	P		
56給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) № -52)	0 P		
⑤基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) ⑥ →⑤)	0 P		
^[58] うち定期昇給相当分	P		
69 うちベア等実施分	P		
60ベア等による賃金増率 (59 - (53))	#DIV/0! %		

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

📵事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人
⑤ 賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
❸うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円
64賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
(65)うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	円
⑥給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) № √62)	0 円
⑥基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) ⑥ →⑥)	0 円
⑱ うち定期昇給相当分	円
❸うちベア等実施分	円
⑩ベア等による賃金増率 (69) ÷(63)	#DIV/0! %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」 及び「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1	保険医療機関コード 保険医療機関名					
2	外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出に 届出を行う月	月 🌘 6月 🔾	9月 _〇 すること。	12月 〕		
3	対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ等の区分の上限を算出する値(【B】) (1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」 ①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の □ 前年3月~2月	等の期間)対象期間 (上記「2 _.		動)	在宅ベースアップ評価料 ī年12月~11月	(11)
	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当た	りの平均)	F	(前回届出時		円
	※「対象職員の給与総額」については、賞与や活また、看護補助者処遇改善事業補助金や本※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要	評価料による賃金引上に	負担分を含めた	金額を計上すること。(た	-だし、役員報酬については除	
	(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の 【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評 □ 前年12月~2月 ☑ 3月~5	福料(I)等の対象期		_	月~11月	
	【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】 ①初診料等の算定回数					
	②再診料等の算定回数			(前回届出時		回)
				(前回届出時		回)
	③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数) (前回届出時		回)
	④訪問診療料(同一建物の算定回数			〕 (前回届出時		
	⑤歯科初診料等の算定回数					
	⑥歯科再診料等の算定回数] (前回届出時		回)
	⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回] (前回届出時		回)
				(前回届出時		回)
	⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数			(前回届出時		回)
	※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数※ 自由診療の患者については、計上しない。公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬,※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要	点数表に従って医療費が			0	
	【合計】 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定	回数見込み				
	外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定	0.0	数の目込み	(前回届出時	0.0	回)
		0.0	点	(前回届出時	0.0	点)
	(4) 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等に。	より行われる給与のi #DIV/0!	改善率	(前回届出時)
5	載上の注意】 「3」②「対象職員の給与総額」については、賞すること(ただし、役員報酬については除く。)。また、看護補助者処遇改善事業補助金や本言3」(2)「①初診料等に係る算定回数」につい・医科点数表区分番号(以下5~8において、達・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつに3」(2)「②再診料等に係る算定回数」につい・区分番号A001に掲げる再診料・区分番号A002に掲げる外来診療料・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本	評価料による賃金引 ては、以下の合計算 単に「区分番号」という 単の1のイ若しくは2 <i>0</i> け診療料の1のイの(ては、以下の合計算	上げ分につい 定回数を記す う。) A000に りイ 1)、1のロの(いては、含めないこと 載すること。 曷げる初診料 1)、2のイの(1)若しく	0	

・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口

・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料

・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料

・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料

・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料

- ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
- ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7「3」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8「3」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 9 「3」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9~12において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10 「3」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「3」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12 「3」(2)「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19